

「奈良県高校生等奨学給付金」支給制度について

- 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給**します（返還の必要はありません）。

- 令和3年度新生で、本給付金の**前倒し支給（3か月分）の決定を受けている方は、本案内の対象外**です。残額（9か月分）の申請書類は別途ご用意していますので、本案内による申請は行わないようご注意ください。

1. 支給の要件（対象となる世帯）

保護者等が

生活保護（生業扶助）受給世帯 及び 保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯

※保護者（親権者）等が**奈良県内に住所を有している**ことが必要です。

※**令和3年7月1日時点**で要件を全て満たしていることが必要です。その他、詳細な要件については裏面をご覧ください。

2. 支給時期と支給額

- 支給時期の見込み（予定）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
第1次締切までに 申請（7月30日必着 ※）	申請	審査	→	12か月分受給			
第2次（最終）締切までに 申請（10月29日必着 ※）		申請			審査	→	12か月分受給

※ 第1次締切または第2次締切のいずれかの期日（奈良県内の高等学校等に通う方は学校が指定する期日）までに1回のみ申請してください。

- 支給額

世帯区分		支給額（年額）
①生活保護（生業扶助）受給世帯（全日・定時・通信制）		52,600円
住民税所得割が非課税（0円）である世帯	②全日制・定時制（以下の③④以外）	129,600円
	③全日制・定時制（第二子以降 ※）	150,000円
	④通信制・専攻科	50,100円

※15歳（中学生を除く）以上23歳未満（平成10年7月3日から平成18年7月2日生まれ）の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生等。

※高校生等の兄弟姉妹がいる世帯のうち、国公立に通う生徒と私立（全日制・定時制）に通う生徒が両方いる世帯については、私立に在学する生徒を1人目として対象世帯区分②で、国公立に在学する生徒を2人目以降として対象世帯区分③で申請するようにしてください（申請書表面用の記入例参照）。

3. 申請手続き

必要な書類（裏面に記載）を以下のとおり提出してください。

- 奈良**県内**の高等学校等に通う方：**学校が指定する期限までに、在学する学校に提出**してください。

- 奈良**県外**の高等学校等に通う方：以下のいずれかの期日までに次の【提出先】に郵送してください（必着）

第1次 令和3年 7月30日（金）【必着】

第2次（最終） 令和3年10月29日（金）【必着】

【提出先】〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係

※申請書裏面【学校記入欄】の日付が、**令和3年7月1日以前の日付の場合は受理できません。**

※**最終の締切（令和3年10月29日（金））後は受理できません。**

4. 申請に必要な書類

対象となる生徒 1 人につきそれぞれの①と②を作成し、③のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

【申請者全員が提出する書類】

① 「奈良県高校生等奨学給付金申請書」(第 1 号様式(第 5 条関係))

② 「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」(別紙第 1 号様式)

<記入上の注意>

① 「奈良県高校生等奨学給付金申請書」に記載の申請者本人(保護者等)名義の口座で、通帳のコピーを添付してください。

③ 必要添付書類

世帯区分で添付する証明書等が異なりますので、以下の区分に応じて必要な添付書類を提出してください。

世帯区分		必要添付書類
① 生活保護(生業扶助)受給世帯 (全日・定時・通信制)		<ul style="list-style-type: none"> 「生活保護(生業扶助)受給証明書」 ※ 令和 3 年 7 月 1 日(基準日)現在、生活保護(生業扶助)を受給している証明書を添付してください。
住民税所得割が非課税(0 円)である世帯	② 全日制・定時制 (以下の③④以外)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員の令和 3 年度(令和 2 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類(※ 1)
	③ 全日制・定時制 (第二子以降)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員の令和 3 年度(令和 2 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類(※ 1) + 「保険証等貼付・扶養申立書」 ※15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満(平成 10 年 7 月 3 日から平成 18 年 7 月 2 日生まれ)の扶養されている兄弟姉妹の扶養状況がわかる書類を貼付 (例)・15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し → ただし、国民健康保険加入者は、扶養関係が確認できないので、あわせて同じ用紙の「扶養申立欄」へも記入が必要です。
	④ 通信制・専攻科	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員の令和 3 年度(令和 2 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類(※ 1)

(※ 1) (例)・「課税証明書」(市町村役場にて発行)

・「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」(給与所得者)の写し

・「道府県民税・市町村民税の納税通知書」(自営業など)の写し

5. その他

(1) 奈良県高校生等奨学給付金の支給の要件(詳細)について

令和 3 年 7 月 1 日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 保護者(親権者)等が奈良県内に住所を有していること(海外等在住で奈良県内に住所がない場合は対象外となります。)
 - ② 保護者(親権者)等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること
 - ③ 子が就学支援金制度の対象となる高等学校等に在学していること
→専攻科の生徒については、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないことが必要となります。
 - ・退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
 - ・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の 5 割以下の者
 - ・前年度における出席率が 5 割以下の者
 - ④ 1 人の高校生に対して、保護者等全員が奈良県又は他の都道府県が実施する同様の給付金を受けていないこと
 - ⑤ 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- (2) 上記 5 (1) ②を満たさない場合でも、家計急変により保護者等全員の住民税所得割額が非課税相当と認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性がありますので、該当する場合は在学する高等学校等(奈良県外の高校の場合は奈良県教育振興課)までご相談ください(なお、通常募集分と家計急変分との併給はできません。)
- (3) 事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還と違約金が課せられます。

◆ 高校生等奨学給付金についてのお問い合わせ ◆

◇奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 tel 0742-27-8347

◇在学する高等学校等(学校が申請のとりまとめをしている場合)

※県立、市立、国立の高等学校等に関する奨学給付金制度につきましては奈良県教育委員会学校支援課 (tel 0742-27-9859)へお問い合わせください。